

Q1. なぜダイレクトバンキングの契約が自動解約されるのですか？

A. 長期間ご利用のないサービスをそのままにしておくと、第三者による不正利用の温床になる可能性があります。そこでお客様の被害防止のため、当行では2年間ログインが無いダイレクトバンキング契約を銀行側で終了させる措置を取らせていただきます。

Q2. 自動解約を回避してサービスを継続利用するためにはどうすればよいですか？

A. 所定の期限までに一度ログインしていただくだけで結構です。自動解約の対象となるお客様には事前に電子メールにてご案内をお送りしますので、その案内に記載された期限内にダイレクトバンキングへログインしてください。ログインの事実をもって「ご利用のご意思あり」と判断し、契約を継続いたします。逆に期限までログインが無い場合、利用意思が確認できないものとして契約解除の手続きを進めさせていただきます。今後も継続してご利用いただく場合は、少なくとも2年に1回以上はログインいただくことをおすすめします。

Q3. ダイレクトバンキングが解約された後、銀行口座はどうなりますか？

A. 銀行預金口座自体は従来どおり存続します。ダイレクトバンキング以外の、キャッシュカード等でのATM利用や店頭でのお取引などは、これまでどおりご利用可能です。今回解約となるのはあくまで「ダイレクトバンキング利用契約」であり、口座そのものの解約ではありません。※ただし、ダイレクトバンキング以外にもお取引が全くない状態が長く続いた場合は、その預金口座が「未利用口座」とみなされ、後述の未利用口座管理手数料の対象となる可能性があります。定期的に預金口座をご利用いただければそのような手数料が発生することはありません。

Q4. 未利用口座管理手数料とは何ですか？どんな場合に発生するのですか？

A. 「未利用口座管理手数料」とは、長期間お取引のない預金口座に対して年に1回ご負担いただく口座維持手数料です。当行では、不正口座利用防止と口座維持管理費用の一部負担のため、2年以上お取引（入出金や振込等）のない普通預金口座を対象に年間1,320円（税込）の手数を徴収させていただく場合がございます。例えば、最終のお取引（日付）から2年が経過した時点で残高が少額の口座は未利用口座と見なされ、翌所定日に1,320円が口座残高から引き落とされます。事前に書面で通知を差し上げたうえで適用いたします。また、残高が手数料額未満（1,320円未満）の場合は口座を自動解約させていただき、残存残高を手数料の一部といたします。なお、日常的にご利用いただいている口座が対象になることはありません。

Q5. ダイレクトバンキング契約が解約された後、再度利用したくなったらどうすればいいですか？

A. ダイレクトバンキングの再利用（再契約）は可能です。ただし、自動解約により一旦契約が終了しておりますので、新規契約のお申し込み手続きが必要となります。お手数ですが、当行本支店の窓口またはインターネット経由で、新たにダイレクトバンキングをご契約ください。再契約後は、新しい契約者番号や初期パスワードが発行されます（以前のご利用IDやパスワードは引き継がれません）。なお、残高照会やお振込み等、ダイレクトバンキングを再契約いただかなくても当行スマホポータルアプリにて代替可能でございます。お客様のご利用状況に応じて、ご検討いただければと存じます。

Q6. 解約が完了するとメール等で通知されますか？

A.解約完了の通知は行いません。事前に解約実施日等をメールにてご案内いたします。

Q7. ログインしたいのですが、契約者カードが見当たりません。

A.当行ホームページの「ダイレクトバンキング」の「各種お手続き」より契約者カードの再発行をお申込みください。

Q8. ログインパスワードがわかりません。

A.当行ホームページへ掲載しております、「ダイレクトバンキングサービス利用停止・自動停止解除等依頼書」へご記入・ご捺印のうえ当行窓口へご提出いただくか、郵送にてご提出いただきパスワード再設定をお申し出ください。